

第 11 回上越地域合併協議会会議録

日時：平成 16 年 6 月 12 日（土）

午後 2 時から

会場：清里スポーツセンター

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第 8 条 第 1 項第 1 号の委員 (構成市町村の長)	上 越 市	上越市長	木 浦 正 幸	
	安 塚 町	安塚町長	矢 野 学	
	浦川原村	浦川原村長	原 恒 博	
	大 島 村	大島村長	岩 野 虎 治	
	牧 村	牧村長	中 川 耕 平	欠席
	柿 崎 町	柿崎町長	榆 井 辰 雄	
	大 湫 町	大湫町長	渡 邊 之 夫	
	頸 城 村	頸城村長	関 田 武 雄	
	吉 川 町	吉川町長	角 張 保	
	中 郷 村	中郷村長	吉 田 侃	
	板 倉 町	板倉町長	瀧 澤 純 一	
	清 里 村	清里村長	梅 澤 正 直	
	三 和 村	三和村長	高 倉 英 雄	
名 立 町	名立町長	塚 田 隆 敏		
規約第 8 条 第 1 項第 2 号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	上 越 市	上越市議会議長	市 川 文 一	
		上越市議会副議長	山 岸 行 則	
		上越市議会市町村合併対策特別委員長	小 林 章 吾	
	安 塚 町	安塚町議会議長	日 下 部 進	
		安塚町議会副議長	松 野 惠	
		安塚町議会議員	志 賀 賢 一	
	浦川原村	浦川原村議会議長	坪 野 要 治	
		浦川原村議会総務文教常任委員長	武 藤 政 義	
		浦川原村議会環境建設常任委員長	石 田 敏 一	
	大 島 村	大島村議会議長	小 出 俊 雄	
		大島村議会議員	丸 田 伸 一	欠席
		大島村議会議員	早 川 与 五 郎	
	牧 村	牧村議会議長	武 田 正 一	
		牧村議会議員	宮 本 富 男	
		牧村議会議員	太 田 修	
	柿 崎 町	柿崎町議会議長	新 澤 明 一	
		柿崎町議会副議長	平 野 誠 市	欠席
		柿崎町議会市町村合併に関する調査特別委員会委員長	小 関 信 夫	
	大 湫 町	大湫町議会議長	村 山 尚 祥	
		大湫町議会合併問題特別委員会委員長	内 山 米 六	
		大湫町議会議員	俵 木 達	

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条 第1項第2号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	頸城村	頸城村議会議長	渡邊 威	
		頸城村議会副議長	井部辰男	
		頸城村議会議員	布施兵衛	
	吉川町	吉川町議会議長	八木一郎	
		吉川町議会副議長	吉村一博	
		吉川町議会議員	橋爪法一	
	中郷村	中郷村議会議長	山崎新一	
		中郷村議会副議長	豊岡真一	
		中郷村議会議会運営委員会委員長	荒川正尊	
	板倉町	板倉町議会議長	見海健太郎	
		板倉町議会副議長	島田 武	
		板倉町議会議員	武藤和男	
	清里村	清里村議会議長	奥田堅太郎	
		清里村議会副議長	羽深明治	
		清里村議会議員	宮澤一也	
	三和村	三和村議会議長	服部誠治郎	
		三和村議会副議長	松縄教一	
		三和村議会議会運営委員会委員長	稲垣健一	
	名立町	名立町議会議長	渡辺孝治	
		名立町議会副議長	畑 虎夫	
		名立町議会市町村合併に関する調査特別委員会委員長	秦野兵司	
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの)	上越市	上越商工会議所会頭	田中弘邦	欠席
		上越市町内会長連絡協議会会長	田中昭平	
		上越市連合婦人会会長	保坂いよ子	欠席
	安塚町	安塚町商工会長	横尾新一	
		安塚町区長代表	丸山辰五郎	
		雪のまちいきいき女性ネットワーク代表	北島敬子	
	浦川原村	浦川原村総合計画審議会会長	村松 研	
		浦川原村まちづくり研究委員会委員	大滝 勉	
		浦川原村まちづくり研究委員会委員	内山美恵子	
	大島村	大島村商工会会長	武田一也	
		大島村区長代表	岩野修二	
		大島村合併協議会委員	山岸幸子	
	牧村	牧村住民会議準備会委員	金井 純	
		牧村住民会議準備会委員	飯田一郎	
		牧村住民会議準備会委員	江口理恵子	
	柿崎町	柿崎町商工会副会長	八木康博	
		柿崎地区区長会長	佐藤洋一	
		柿崎町農業委員	神岡八江子	欠席
	大潟町	大潟町商工会会長	西田行男	
		大潟町区長会代表	小池吉則	
		大潟町教育委員	大浜啓子	

区分	市町村名	役職名	氏名		
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の 者で構成市町村 の長が協議により 必要と認めるも の)	頸 城 村	頸城村商工会副会長	上野 學		
		元頸城村自治会長協議会会長	大場 崇夫		
		頸城村主任児童委員	松縄 武女		
	吉 川 町	吉川町商工会長	荻谷 賢一		
		吉川町源地区会議会長	中村 睦男		
		吉川町男女共同参画計画策定委員会副委員長	岩井 栄子		
	中 郷 村	中郷村商工会長	塚原 登		
		中郷村合併検討委員会会長	山崎 勇		
		中郷村合併検討委員会委員	杉本 優子	欠席	
	板 倉 町	板倉町商工会事務局長	田中 幹夫		
		板倉町合併推進委員会会長	宮腰 英武		
		板倉町合併推進委員会委員	増村 恵子		
	清 里 村	清里村商工会会長	武田 和信		
		清里村合併推進委員会会長	福保 巧成		
		清里村合併推進委員会副会長	細谷 愛子		
	三 和 村	三和村合併推進協議会会長	近藤 一郎		
		三和村合併推進協議会副会長	武田 美紀		
		三和村合併推進協議会委員	石塚 賢		
	名 立 町	名立町市町村合併審議会委員長	塚田 一三		
		名立町市町村合併審議会委員	塚田 新平		
名立町市町村合併審議会委員		久保 埜朝子			
共 通	上越教育大学副学長	高田 喜久司	欠席		
	えちご上越農業協同組合代表理事副組合長	笹川 一成			
	上越青年会議所直前理事長	山岸 孝博	欠席		
	新潟県総合政策部市町村合併支援課長	岡田 伸夫			
		新潟県上越地域振興局長	村山 秀幸		

議 題

- 1 監事の選出
- 2 協議
 - (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について
 - 各種事務事業の取扱い(その12)
 - (2) 平成15年度上越地域合併協議会決算認定について
- 3 報告
 - (1) 小委員会の調査、審議等の経過及び結果について
- 4 その他

午後2時0分 開会

○木浦正幸会長 若干、早いような時間帯でございますけれども、皆様方おそろいでございますので、開始をさせていただきたいと、こう思っております。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

これより第11回上越地域合併協議会を開会いたします。

本日は、委員総数 103 名のうち、94 名のご出席でございますので、協議会規約第 9 条第 4 項の規定により、会議は成立いたしております。

また、会議録署名委員は、協議会の会議の運営に関する規程第 3 条第 2 項の規定によりまして、大潟町の内山委員、頸城村の井部委員をそれぞれ指名させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

会議に入ります前に、委員の変更がございましたので、届出順でそれぞれご紹介させていただきます。規約第 8 条第 1 項第 2 号に規定する委員のうち、構成市町村の議長として名立町議会議長の渡辺孝治さん〔渡辺孝治委員起立〕、よろしくお願ひします。上越市議会議長の市川文一さん〔市川文一委員起立〕、よろしくお願ひします。規約第 8 条第 1 項第 2 号に規定する委員のうち、構成市町村議会のうちから選出するものとして上越市議会から山岸行則さん〔山岸行則委員起立〕、よろしくお願ひします。同じく小林章吾さん〔小林章吾委員起立〕、よろしくお願ひします。でございます。それぞれよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

議事に入らせていただく前に、本日お手元に配付をさせていただきました次第をごらんいただきたいと思ひます。あらかじめお配りしておりました次第を変更させていただきましたので、ご説明させていただきます。まず 1 点目として、委員の変更に伴いまして、新たに監事の選出が必要となりましたため、協議に入ります前に、その選出について皆さんにお諮りしたいということでございます。2 点目といたしまして、本日の午前中で議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会が終了いたしましたために、小委員会報告を行うことといたしましたものでございます。

それでは、本日の議事についてご説明をさせていただきます。まずは監事の選出についてお諮りをさせていただきます。後には協議に入り、(1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項として、各種事務事業の取扱い(その 12)について、次に(2) 平成 15 年度上越地域合併協議会決算の認定についてご協議いただく予定でございます。そして、最後に報告として、小委員会の調査、審議等の経過及び結果について、議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会の委員長からご報告をいただきたいと考えております。

○

1 監事の選出

○木浦正幸会長 それでは、議事に入らせていただきます。

まず、監事の選出についてでございます。

これまで監事を上越市の石平委員と柿崎町の新澤委員にそれぞれお願ひしていたところでございますが、そのうち、先ほどご紹介申し上げましたとおり、上越市議会からの選出する委員が変更となりましたので、新たに監事の選出が必要となったわけでございます。協議会規約第 6 条第 3 項の規定によりまして、監事は委員の互選により定めることとなっておりますが、いかがいたしたらよろしいでございますでしょうか。

〔「執行部一任」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 執行部一任という声が出ておりますけれども、事務局案を提案させていただく形よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、事務局提案をさせていただきます。

○高橋克尚事務局長 それでは、事務局の方からでございます。

前回の監事を選出するに当たりましての一つのめどでございました人口規模等を考慮いたしまして、今回新たな監事に上越市議会の議長であります市川委員を提案させていただきたいと思ひます。

○木浦正幸会長 ただいま事務局案を提案させていただきましたが、提案のありました市川委員ということよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、新たな監事といたしまして、事務局提案のとおり決しました。市川委員、

よろしくお願い申し上げます。

○
2 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 各種事務事業の取扱い(その12)

○木浦正幸会長 続きまして、協議に入らせていただきます。

まず、(1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項のうち各種事務事業の取扱い(その12)についてでございます。

提案につきまして、事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、先日お配りしました構成市町村の合併に関する協議書の1ページ、あわせて別冊の資料をごらんください。説明につきましては、合併協定書記載文案を読み上げさせていただきます。

別冊、事務事業一覧(その12)1ページの1件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。

別冊、事務事業一覧(その12)2ページの1件の事務事業については、合併後、段階的に上越市の制度に統一する。でございます。

また、別冊資料の3ページから5ページにかけてでございますが、これは今までと同様に、上越地域合併協議会準備会です承されました住民生活に密接に関連する事務事業の調整方針238項目の調整方針と異なる調整案となった事務事業を示してございます。今回提案分につきまして該当する事業につきましては、4ページ、こちらの表の下から3行目の白地の部分でございますが、都市計画税納税義務者の1項目、1件となっております。

なお、今回の提案をもちましてすべての事務事業がこの協議会に提案されたこととなりますが、準備会におけます調整方針と異なる調整案となったものが最終的に39項目、138件となりました。

事務局の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い(その12)につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いたしたいと思えます。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、各種事務事業の取扱い(その12)についての協議を閉じさせていただきます。

なお、次回の採決につきましては、今回提案の2件を一括でお諮りをさせていただきたいと考えております。

○
2 協議 (2) 平成15年度上越地域合併協議会決算認定について

○木浦正幸会長 次に、(2) 平成15年度上越地域合併協議会決算の認定についてでございます。

なお、決算につきましては、本日了解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願申し上げます。

それでは、事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、事前に皆様のお手元に平成15年度上越地域合併協議会歳入歳出決算書をお配りさせていただいたかと思えますが、こちらをごらんいただきたいと思えます。

決算額につきましては、歳入済額3,681万7,061円、歳出済額2,065万1,745円でございます。したがって、差し引き残高1,616万5,316円、こちらにつきましては16年度へ繰越しということでお願いたしたいというふうに思っております。

内訳でございます。まず歳入でございますが、市町村負担金、全体で3,681万7,000円でございます。各市町村別の内訳は、右の欄に書いてございますので、ごらんいただければと思えます。諸収入は、預金利息の61円でございます。合計3,681万7,061円となります。

続きまして、下の方にいきまして歳出の内訳でございますが、共済費で1万5,052円、賃金で41

万 5,758 円、報償費で 486 万 3,700 円、旅費で 40 万 320 円、消耗品費で 33 万 4,061 円、食糧費で 6 万 3,738 円、印刷製本費で 530 万 7,948 円、通信運搬費で 20 万 4,382 円、委託料 396 万 7,950 円、手数料 3 万 2,970 円、使用料及び借上料で 262 万 2,736 円、負担金、補助及び交付金で 236 万 2,500 円、保険料としまして 6 万 630 円の支出がございます。合計で先ほど申し上げましたとおり 2,065 万 1,745 円となります。

以上、いろいろそれぞれの費目で支出額を申し上げましたが、残額が当然生じてございます。この理由につきまして若干ご説明申し上げます。主な理由といたしましては、この全体の協議会と五つございました小委員会、これをおおむね同じ日に開催するという事で、委員の皆様の報償費、旅費、こちらが経費節減に努めさせていただいたということと、あと先進地視察ということで予算をもっていたわけですが、先進地視察を実際やらなかったことによります経費節減分がございます。また、新市建設計画の印刷でございますが、今県の方と協議中でございますが、昨年度実施できなかったため、16 年度へ繰り越しということで、執行ができなかったということでございます。また、民間施設での会議を予定しておりましたが、極力皆様のご協力によりまして公の施設、こちらを使ったために、使用料及び借上料が節減できたということでございます。

続きまして、流用について説明をさせていただきます。消耗品費につきましては、会議の資料の充実に対応するため、コピーに関する例えば紙代ですとかトナー代、こちらが増加したことにより、経費が上回ってしまいました。また、委託料につきましては、公の施設の利用変更に伴いまして、録音等の音響設備の設置運営に係る委託業務、こちらが増加したため、それぞれ使用料及び借上料の方から流用させていただきました。なお、保険料につきましては、協議会の委員の皆様の傷害保険でございますが、こちらにつきましては予備費の方から充当させていただきました。

以上、平成 15 年度上越地域合併協議会の決算について説明をさせていただきました。よろしくお願いいいたします。

○木浦正幸会長 この歳入歳出決算で監査を受けておりますので、監事を代表して、柿崎町の新澤委員から監査報告をお願いいたしたいと思っております。

○新澤明一委員 柿崎町の新澤でございます。

4 月 28 日に石平監事さんと平成 15 年度上越地域合併協議会歳入歳出決算について監査を行ったところ、いずれも正確かつ妥当なものであり、関係書類、帳簿等も正確であることを認めます。

以上、報告を終わります。

○木浦正幸会長 新澤委員、大変ありがとうございました。

以上、事務局からの説明と監事さんからのご報告がございましたが、それではこれらにつきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、平成 15 年度上越地域合併協議会決算の認定についてお諮りさせていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、平成 15 年度上越地域合併協議会決算につきましては、決算書のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、平成 15 年度上越地域合併協議会決算につきましては、決算書のとおり認定させていただきます。ありがとうございました。

○

3 報告 (1) 小委員会の調査、審議等の経過及び結果について

○木浦正幸会長 続きまして、報告に入らせていただきます。

小委員会の調査、審議等の経過及び結果についてでございます。

議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会でこのたび調査、審議等が終了いたしましたので、上越地域合併協議会小委員会規程第8条の規定により、委員長から小委員会の調査、審議等の経過及び結果につきましてご報告を求めます。宮腰委員長より報告をお願い申し上げます。

○宮腰英武委員 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会の委員長を務めさせていただきました板倉町の宮腰でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより、29名の委員の皆さんと慎重に審議を重ね、6回の委員会を通じてまとまりました内容を報告させていただきます。

お手元に小委員会調査審議報告書が配付されてあるかと思っておりますので、ごらんいただきたいと思っております。会長のお手元にあります報告書の原本には小委員会のすべての資料と会議録を添付していますが、委員の皆さんのお手元でございます資料では省略させていただきましたことをお許し願いたいと思っております。

それでは、本委員会の調査、審議事項は、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。具体的な内容といたしましては三つの論点がございます。一つ目といたしましては特例措置の採否について、2点目は採用する特例措置について、3点目は特例措置の期間についてでございます。

調査、審議の経過でございますが、本委員会は1月15日を初回として、本日6月12日までの間に6回の委員会を開催し、積極的な議論をいただいたところでございます。第1回では、1点目の特例措置の採否について審議し、全会一致で特例措置を採用するというところでまとまりました。第2回目では、まず初めに2点目の採用する特例措置について審議し、全会一致で定数特例を採用することでまとまりました。続いて、3点目の特例措置の期間についての審議を始めたわけでございますが、この特例措置の期間については、第3回、第4回、第5回、そして本日開催いたしました第6回の議論を重ねてまいりました。この過程においてブロック制の提案などもございましたが、詳細は議事録に譲るといたしまして、本日の小委員会での審議内容について若干説明をさせていただきたいと思っております。

議会の議員の定数特例の特例期間については、長期間にわたって上越市と13町村の主張が平行線をたどっている状況にありましたことは皆さんご承知のとおりでございます。このような状況を踏まえ、各自治体においては特例措置の期間について慎重に議論を重ねていただいております。そして、本日の小委員会では、上越市から、全国的に在任特例に批判が寄せられている中で、これまで13町村の皆さんから在任特例を採用すべしとの声がなかったことは、皆さんがこの合併を極めて重くとらえられている証拠であり、その皆さんが終始一貫して7年強を主張されてきたことは、ひとえに編入される住民の気持ちを第一に考えた上での意見であり、十分理解できるものであるとして、特例措置の期間については7年強とすることになったとの発言があり、全会一致で定数特例の特例期間について7年強とすることで意見がまとまった次第でございます。

以上をもちまして、議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会の報告といたします。どうもありがとうございました。

○木浦正幸会長 大変ありがとうございました。宮腰委員長さんを初め、議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会の委員の皆様方におかれましては大変ご苦労さまでございました。

ただいまの報告内容につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○宮澤一也委員 清里の宮澤でございます。一つだけ確認をさせていただきます。

今回こういう結果にいただいたことに対して、町村部では非常に感謝をいたしているというのが現状でございます。ただ、この7年3カ月というものが今後ひとり歩きした場合一体どうなるのかということで、各先進地といいますが、合併したところその他で、住民等による解散請求とか、そういうものが起きる場合があるわけです。そうした場合、この7年3カ月というものが一体どうなるのかということをやはりここで全員で確認しておく必要があるのではないだろうかと思うわけです。と申しますのは、第1回の3年3カ月後の選挙、これはまず確定したと断言したいと思うんですが、そ

の後4年の間に何かの理由で議会が解散されたと、また住民請求によって解散せざるを得なくなったというような場合には一体どうなるのかということを一いつ説明をいただきたいと思います。

○木浦正幸会長 事務局、お願いします。

○高橋克尚事務局長 制度的な話でございますので、事務局からお答えさせていただきます。

特例期間につきましては、今回増員選挙、いわゆる市議会議員の残任期間3年強と、次の合併後に最初に行われる選挙の任期、要するに4年間ということで、特例措置を採用することまで決めるわけでございます。問題は、その期間中に何かしらの議会の解散等があった場合どうなるかでございますが、特例期間を2回とるとということで、選挙の時点での判断でございますので、例えば一般選挙の後で解散されるということになりますと、その時点で特例措置はなくなるということになります。そうしますと、通常の自治法の規定に基づく通常の定数等々が今度はその基準として出てくるということでございます。

○木浦正幸会長 ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 これを受けまして、私といたしましては、この報告を受けて、議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきまして、私から合併協定書の記載文案を提出させていただきたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、提案につきまして事務局から説明させていただきたいと思います。事務局、よろしくをお願いします。

○高橋克尚事務局長 それでは、ただいまより記載文案を配付させていただきます。若干の時間をいただきたいと思います。

〔記載文案配付〕

○高橋克尚事務局長 それでは、お手元にお配りさせていただいたかと思っておりますので、説明をさせていただきます。こちらにつきましても、他の合併協議事項と同じように、合併協定書記載文案を読み上げさせていただきます。説明にかえさせていただきます。

議会の議員の定数については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項に規定する議会の議員の定数に関する特例を適用することとする。

特例の期間における上越市の議会の議員の定数は48人とし、編入される町村の区域ごとに選挙区を設け、議員の定数を柿崎町3人、大潟町、頸城村及び板倉町各2人、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、吉川町、中郷村、清里村、三和村及び名立町各1人とする増員選挙を行うこととする。

特例の期間は、上越市の議会の議員の残任期間に相当する期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間とする。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましてご意見、ご質問をお願いいたしたいと思いますが、なお、この議会の議員の定数及び任期の取扱いの合併協定書記載文案につきましては、次回の協議会におきましてお諮りをさせていただきたく予定でございます。

それでは、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご意見、ご質問がないようでございますので、議会の議員の定数及び任期の取扱いの合併協定書記載文案につきましては、次回協議会におきましてお諮りさせていただきたいと思います。

○

4 その他

○木浦正幸会長 最後にその他の項でございますが、事務局から報告がございます。

○高橋克尚事務局長 こちらにつきましては、先般お配りした資料の中で、参考資料ということでお配

りさせていただきました中間報告、新市建設計画の県との協議状況について、こちらをごらんいただきたいと思います。

ご承知のとおり、皆様方に新市建設計画はお認めいただきまして、県との協議に入らせていただいております。その県との協議の過程において、今どういう状況かということをお知らせして中間報告をさせていただくと、当然まだ協議の最中でございますので、今後どういうものになるかというのはまだ確定してございません。したがって、中間報告という位置づけでございます。その中で具体的に指示を受けた等々のものについて、きょう報告させていただくということでご了解いただければと思います。

まず1点目でございます。新市建設計画本文について、いわゆる書き物の方でございますが、こちらの方につきましては、上越地域振興局の健康福祉環境部の方から、いわゆる市町村地域福祉計画、こちらの位置づけを充実させていただきたいという提案がございました。具体的に、「3の健康と福祉の充実、(1)だれもが安心して生活できる福祉の充実したまちをつくる」に以下の文を追加したらいいかという意見がございました。具体的にはそこでございますとおりでございますが、「市町村地域福祉計画の策定、だれもが生涯を通じて健康で充実した生活を送ることのできる地域福祉社会を実現するため、地域住民の参加のもと、市町村における福祉分野の基本構想や基本計画を踏まえ、地域福祉の理念や方針を明らかにするため「市町村地域福祉計画」を策定し、住民が健やかに地域社会の中で暮らすことができる生活基盤の整備を図ります」という一文を追加していただきたいという話がございました。こちらにつきましては、加える方向で今協議を進めさせていただいているところでございます。

続きまして、2番でございますが、今度は事業、掲載する事業について、二つ項目としてございます。一つ目は、追加する方向で協議している事業でございますが、今ほど文を追加した部分でございますが、「地域福祉計画」、こちらの策定事業を市の事業として追加する方向で今調整を進めさせていただいております。もう一つでございますが、逆に削除する方向で協議されているものとして2点ございます。「廃棄物処理施設整備事業」、もう一つ、「農地防災排水事業」でございます。こちらにつきましては、まず廃棄物処理施設整備事業でございますが、こちらは県が出資しています第三セクターである財団法人新潟県環境保全事業団が事業主体となっております事業でございますが、今回の建設計画に搭載する事業はあくまで県が事業主体となる事業ということで線引きをしていただきたいということで、今回の計画からは落としていただきたいという方向でご意見をいただいております。こちらについては、その方向で調整が進むものというふうに思っております。もう一点でございますが、「農地防災排水事業」につきましては、こちらにつきましては、比較的事業規模が大きく、ほぼ同類の事業でございます「かんがい排水事業」、こちらの方の事業として整理すべきということでお話がございまして、こちらに吸収する形で位置づけを変える予定で今協議を進めてございます。なお、かんがい排水事業につきましては既に位置づけをしてございますので、その中に取り込まれるという形になってございます。

こちらにつきましては協議の流れにつきましては、その下にございますが、6月下旬に県との事前協議、いわゆる正式協議の前協議ということでございますが、事前協議が終わる予定になっております。この協議結果を踏まえまして、次の法定協議会の方にご報告を申し上げたいというふうに思っております。その後、事前協議が終了すれば正式な協議という形になります。こちらの正式協議が完了しましたら、第13回の協議会において正式に新市建設計画として皆様にお諮りする予定でございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。新市建設計画の最後に財政計画というものが入っておりますが、こちらにつきましては若干の修正等々を、まだこれも確定してございませんが、中間報告という形で皆様にお示ししたいと思います。

まず、上の段でございますが、歳入の部でございます。まず、地方税の関係でございます。もうご承知のとおり、市町村民税の個人均等割額、こちらにつきましては、先般の税制改正によりまして市

町村ごとの標準税率が統一されまして、1人年額3,000円となったところでございます。したがって、今までの税率ではなく、新たな3,000円という税率で税収を計算させていただいております。あわせまして、先ほど都市計画税の事業調整がございましたが、それに伴う影響額を考慮して、4億3,900万円ほど増減額が発生しました。

もう一つ、次、地方交付税の部分でございます。ご存じのとおり、税収が上がりますと、交付税はその分減るということでございますので、まず超過税率と目的税以外の部分の増減に伴うものということで、5億2,600万円ほどの三角が立つ。逆に、今県の方と協議させていただいておりますが、我々が当初見込んでおりました合併特例債、これが大体360億円程度使えるのではないかとというふうに見込んでいたわけでございますが、今の協議課程におきますと、おおむね390億円程度使用できるのではないかとということで進めさせていただいております。したがって、この差額分の交付税でいずれ交付される分、その分の影響額を出させていただいたものでございます。なお、30億円違いがございますが、ここで反映される部分は5億3,200万円、これはなぜかといいますと、起債はそもそもその年度ですが、償還金に対する交付税措置でございますので、その翌年以降でいわゆる元利償還金が発生するということでございますので、年度のずれがございますので、30億円の7割相当がそのまま入るということではございません。これは、今後またその上積みとして交付税が算定されるという形になります。

続きまして、一般的な話になりますが、広域行政組合、いわゆる一部事務組合、これに関する予算の関係でございます。今までは、合併に伴いまして、広域行政組合、こちらは新しい上越市がそのまま事業主体となりますので、当然その予算を組み込んだ形で財政計画をつくらせていただいたわけでございますが、前回お示したそのものについては、単純にその予算額を上越市の普通計画に合計しておりまして、これで何が不都合が生じるかといいますと、この一部事務組合はそれぞれの市町村からの補助金をもって運営されております。単純に足しますと、補助金で出したものを一部事務組合が歳入としてカウントして、そこでまた新たに支出とする計上する。これが同じ上越市ということになりますと、自分のところに補助金を出して自分のところで受け入れをするという、計算上そういう形になってしまいますので、その重複分を削らせていただいたということでございます。これがおよそ240億円程度あると。この調整をさせていただきまして、なおかつ一部事務組合の人件費でございますが、これは普通会計の方で2分の1補充という形で人件費の抑制措置を講じているわけでございますが、それが一部事務組合の方には考慮されていなかったということで、改めて考慮したものです。あとは、維持補修費がたまたま入っていない年度の予算を計上したために、維持補修費分見合いが計上されていなかったということが判明いたしまして、その分を調整させていただいたものでございます。

それぞれの差し引きにつきましては、繰入金あるいは積立金で調整させていただきまして、全体の事業規模といたしまして、10年間でございますが、9,536億2,600万円程度という形になってございます。こちらにつきましても、今後県との協議が終了次第、改めて正式な数字をお示しする予定でございます。ですから、今の段階での報告ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、ただいまの事務局の報告につきまして、ご意見あるいはご質問等ございましたらお願いいたしますと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、事務局の方からのその他の項では終わりましたけれども……もう一点、次回の協議会の日程についてを報告させていただきます。

○高橋克尚事務局長 それでは、次回の協議会の日程につきまして、事務局の方からご連絡申し上げたいと思います。

次回、第12回の協議会の日程、会場につきましては、6月28日（月曜日）、午後2時から上越市の総合体育館で開催したいと考えております。あらかじめ予定の確保の方をよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、委員の皆様方の方でその他の項で何かございますでしょうか。

○井部辰男委員 頸城の井部でございます。

先ごろ、5月19日に参議院で合併関連3法案が可決成立いたしました。国を挙げて、今その法案に基づいて、協議会の中での活用等を求めているところでございますが、中でも、この協議会もそれに沿った協議をしてきたところでありまして、制度的に今新たなものは地域自治区の設置が、普遍的制度として設置していったらどうかというような提案がございます。これらについて、この協議会との関連で具体的にどのようにこの取扱い等を進めるのか、それらについて会長の方の見解を聞いておきたいというふうに思います。

○木浦正幸会長 今、井部委員の方から、地域自治組織、仮称でございますけれども、これについて法改正があったと。もともとこの合併協議会では、法律の改正があった場合には、廃置分合の申請の議決後に改正等の内容を考慮して検討しようではないかということになっていたわけでありまして、法律がはっきりと改正されましたので、5月26日に地方自治法及び合併特例法の一部を改正する法律が公布をされました。これを受けまして、どんな問題があるのか、実際にどういったものなのかというようなことを精査する必要もあろうかと思ひまして、検討を開始するように私の方で指示を出させていただいております。本日この協議会を終了いたしました後に、各市町村の合併担当の課長さん方によりまして会議を実は開催をさせていただこうということになっておりまして、今申し上げた問題点などの論点整理をさせていただきまして、その後自治体間協議ということに、皆さん方に協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

その他の項で、皆様方の方で何かその他ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、以上をもちまして第11回上越地域合併協議会を閉会とさせていただきます。ご協力大変ありがとうございました。

午後2時40分 閉会

上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により署名する。

会 長 上 越 市 長

大潟町議会合併問題特別委員会委員長

頸 城 村 議 会 副 議 長